

令和6年 10 月 29 日

死亡届の受理に伴う住民票消除の入力誤りについて

令和6年 10 月 14 日に真野行政サービスセンターにおいて死亡届を受領し、住民票の消除を行う際、死亡者の指定を誤り、生存している親族の住民票を消除していたことが判明しました。

関係する皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫びいたします。

1. 該当者 1名

2. 経緯

戸籍の死亡届が受理され、その届出に基づき死亡者の住民票を削除する際に、対象者を誤って指定し、生存している親族を死亡者として消除しました。担当者は入力誤りにすぐ気づき住民票は回復しましたが、マイナンバーカードが失効したことが判明しました。

3. 再発防止策について

今回の事案を嚴重に受け止め、事務処理のチェック体制やマニュアルの見直しを行い、再発防止を徹底してまいります。

○本件についての問い合わせ先
佐渡市役所真野行政サービスセンター
担当：センター長 菊地
電話：0259-55-3111
佐渡市市民生活部市民課
担当：市民課長 計良
電話：0259-63-5112

